

1-31. 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 27 日
条 例 第 3 号

改正	平成 14 年 7 月 12 日	条例第 38 号	平成 25 年 2 月 28 日	条例第 2 号
	平成 18 年 6 月 30 日	条例第 38 号	平成 26 年 3 月 31 日	条例第 27 号
	平成 21 年 3 月 26 日	条例第 1 号	平成 28 年 3 月 24 日	条例第 13 号
	平成 22 年 6 月 30 日	条例第 20 号	平成 29 年 6 月 6 日	条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、那覇市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費の交付対象は、各月 4 日(以下「基準日」という。)において次に掲げるものとする。

(1) 那覇市議会の会派であって、会派として政務活動費の交付を受けるもの(以下「交付会派」という。)

(2) 交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として政務活動費の交付を受けるもの(以下「交付議員」という。)

2 前項の規定にかかわらず、基準日において交付会派にあっては交付会派の解散があったとき、交付議員にあっては交付議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、交付対象としない。

(政務活動費の額)

第 3 条 交付会派に対する政務活動費の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額 9 万円を乗じて得た額とする。

2 交付議員に対する政務活動費の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額 9 万円とする。

(交付の方法等)

第 4 条 政務活動費は、年度分を半期ごとに交付するものとし、各半期の最初

の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

- 2 新たに交付会派若しくは交付議員になった場合又は交付会派の所属議員数が増えた場合は、前項の規定にかかわらず、交付会派若しくは交付議員になった月又は交付会派の所属議員数が増えた月の翌月に当該半期の該当月数分を交付する。ただし、一半期の途中において議員の任期が開始する場合は、当該半期の最初の基準日の属する月に当該半期の該当月数分を交付する。
- 3 一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務活動費を交付する。
- 4 政務活動費は、交付月の 25 日（その日が本市の休日に当たる場合には、その日後において最も近い本市の休日でない日。以下「交付日」という。）に交付する。
- 5 前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務活動費は交付日後における相当の期日において交付することができる。
- 6 次条又は第 6 条において政務活動費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌々月（その日が月の初日から 4 日までに当たるときは、翌月）の 5 日までに当該政務活動費を返還しなければならない。

（交付の特例等）

- 第 5 条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 2 交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。
 - 3 交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

- 第 6 条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、交付会派に係るもの

については別表第 1、交付議員に係るものについては別表第 2 に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

(経理責任者)

第 7 条 交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第 8 条 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務活動費について、翌年度の 4 月 30 日とする。
- 3 交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から 30 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の残余の返還)

第 9 条 市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は議員がその年度において第 6 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 10 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告の対象期間の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号)第 7 条第 1 項の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第 11 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 7 月 12 日条例第 38 号)～

付 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 13 号) [略]

付 則(平成 29 年 6 月 6 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日(平成 29 年 6 月 6 日)から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
------	----------------------------

別表第 2(第 6 条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

[改正履歴]

○ 平成 14 年 6 月 24 日 議決(平成 14 年条例第 38 号・7 月 12 日施行)

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の中で引用する条項が移動したことに伴う改正である（第 1 条）。

○ 平成 18 年 6 月 27 日 議決(平成 18 年条例第 38 号・7 月 1 日施行)

政務調査費の額を月額 5 万円から 7 万円に引き上げるための改正である（第 3 条第 1 項及び第 2 項）。

○ 平成 22 年 6 月 30 日 議決(平成 22 年条例第 20 号・7 月 1 日施行)

政務調査費の額を月額 7 万円から 9 万円に引き上げるための改正である(第 3 条第 1 項及び第 2 項)。

○ 平成 25 年 2 月 25 日 議決(平成 25 年条例第 2 号・3 月 1 日施行)

政務調査費の名称を「政務活動費」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるための改正である(第 6 条)。

○ 平成 26 年 3 月 25 日 議決(平成 26 年条例第 27 号・4 月 1 日施行)

地方自治法第 100 条第 14 項及び第 16 項に基づき、政務活動費の調査研究活動の対象経費に「要請・陳情活動費」を追加し、また政務活動費の使途について、透明性の確保を図るため収支報告書等の閲覧に関する事項を定めるほか、関連条文の字句整理を行うための改正である。

○ 平成 28 年 3 月 17 日 議決(平成 28 年条例第 13 号・4 月 1 日施行)

地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づき、政務活動費を充てることができる経費の範囲の項目について「会議費」を新たに追加するとともに「その他の経費」を削除し、また、「調査旅費」の項目を「調査研究費」に改め使途内容の拡大を図り、及び「広聴費」に住民相談を明記するなど、あわせて字句整理を行うための改正である。

○ 平成 29 年 6 月 1 日 議決(平成 29 年条例第 14 号・6 月 6 日施行)

各月 4 日とされている政務活動費の支給基準日から、市長の交付決定、交付対象者の交付請求、市長の支出命令書の起票及び会計管理者への送付、会計管理者の審査並びに交付までの間に十分な日数を確保し、会計処理の適正を図るべく、政務活動費の支給日を交付月の 5 日から 25 日に変更するための改正である。